

若手技術者育成入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県大井川広域水道企業団制限付き一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）に基づき運用する工事のうち、建設産業における若手技術者育成を図ることを目的として行う入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本要領に定めのない事項は、入札実施要領及び入札実施要領の運用に定めるところによる。

(入札の方法)

第2条 この入札は、制限付き一般競争入札（価格競争）により行う。

(対象工事)

第3条 この入札は、次により選定を行うものとする。

(1) 次の事項をすべて満たす工事

- ア 発注見通しで公表する工事
- イ 単年度予算による工事
- ウ 主任技術者の専任を要しない工事

(2) 次の各号に掲げる工事は、原則として対象工事としない。

- ア 技術的難易度の高い工事
- イ 緊急性のある工事
- ウ 配置予定技術者に同種工事の施工経験を求める必要がある工事

(3) その他勘案すべき事項

工事対象が、将来的に維持管理を行う必要がある等、中長期的な技術者の確保が求められる工事

(4) (1)、(2)及び(3)により選定された工事のうち、設計金額が最も安価な工事を対象とする。

(必要な資格)

第4条 この入札は、静岡県大井川広域水道企業団建設工事制限付き一般競争入札実施要領第5条に関し、次により実施するものとする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- ア 配置予定技術者の年齢が、入札参加資格の資格確認日時点において、40歳以下であること。
- イ 配置予定技術者の同種工事の施工経験については、原則として設定しない。

(入札公告等)

第5条 この入札の実施に当たっては、入札公告に若手技術者育成入札であることを明記するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。